

事務連絡  
平成 23 年 12 月 27 日

都道府県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課  
産業廃棄物課

### 「廃棄物関係ガイドライン」（第 1 版）策定のお知らせ

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっています。こうした状況を踏まえ、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）が議員立法により可決・成立し、公布されました。

事故由来放射性物質による人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減していくためには、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めていくことが重要です。

そのため、環境省では、廃棄物の排出者、市町村等を含む廃棄物処理を行う者等のこれまで廃棄物の処理に関わってきた方々に具体的にわかりやすく説明するため、下記 URL のとおり「廃棄物関係ガイドライン（第 1 版）」を策定しました。

当該ガイドラインは、第 1 版として、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係など法の施行に最低限必要な事項のみを先行的にまとめたものです。特定廃棄物に関する事項など、第 1 版に記載されていない事項については、今後速やかに版を重ね策定していく予定となっております。

また、現時点では本ガイドラインで示した方法で廃棄物処理を実施することが妥当と考えられますが、今後の知見の蓄積を踏まえ、随時改訂を行っていきます。

なお、3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震の発生以来、当省より放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理方法に関する事務連絡等を発出してまいりましたが、平成 24 年 1 月 1 日以降は、法に基づく省令・告示及び今回お知らせするガイドラインに基づき処理をしていただくこととなりますので、当該ガイドラインを参考とされ、事故由来放射性物質に係る廃棄物処理を適切に実施されますよう、よろしくお願い申し上げます。

<報道発表資料>

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14643>

問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

電話：03-3581-3351（代表）

（一般廃棄物関係、ガイドライン第一部）廃棄物対策課

課長補佐：坂口、担当：大野（内線 6099）

（産業廃棄物関係、ガイドライン第二～五部）産業廃棄物課

課長補佐：足立、担当：佐川（内線 6895）